

平成 26 年 3 月 24 日

卒 業 生 各 位

学校法人芝浦工業大学
卒業生評議員立候補者募集の公示

「学校法人芝浦工業大学卒業生評議員選挙規則」に従って立候補者募集の公示を行います。立候補希望者は支部長、及びブロックの推薦を受け応募してください。

記

立候補者受付開始 平成 26 年 4 月 1 日
立候補者受付締切 平成 26 年 7 月 20 日
提 出 場 所 〒108-8548
東京都港区芝浦 3-9-14 芝浦工業大学内
芝浦工業大学校友会 選挙管理委員会

以上

本選は公示 2 に示す通りですが、細目は平成 26 年 8 月 1 日に再度公示します。

芝浦工業大学校友会
選挙管理委員会
委員長 辻村 建



平成 26 年 3 月 24 日

卒業生各位

芝浦工業大学校友会
選挙管理委員会
委員長 辻村 建

学校法人芝浦工業大学卒業生評議員選出選挙のお知らせ（選挙公示 2）

学校法人芝浦工業大学へ推薦する卒業生評議員の選出選挙を「学校法人芝浦工業大学卒業生評議員候補者選挙規則（以下選挙規則と記述する）」に基づき下記のとおり実施します。

記

1. 推薦する評議員の選任定数 8 名（選挙規則第 2 条、および第 11 条による。但し 2 名増員の選出については、平成 26 年 8 月 1 日に改めて公示する）
2. 選挙権者
 - (1) 選挙権：校友会会則第 22 条 1 項に記載される本部選出幹事、支部選出幹事であって、次の基準日にその役職にあるもので、現住所が校友会事務局に届けられているものとする。
 - (2) 基準日：本部選出幹事基準日：平成 26 年 6 月 14 日 支部選出幹事：平成 26 年 4 月 10 日
3. 被選挙権者
選挙規則の分類によるブロック内の合意を得て、当該支部長がブロック内支部長の連名にて推薦するもの（選挙規則第 6 条、第 7 条、第 8 条による）
4. 選挙方法および日程等
 - (1) 候補者の推薦
選挙規則の分類によるブロック内の合意を得て、当該支部長が推薦するものとし、推薦できる定数はブロック内定数による（選挙規則第 7 条による）
 - (2) 立候補届出（推薦）用紙
推薦の届出は卒業生評議員候補者推薦書（様式第 1 号）所信表明書（様式第 2 号）により行なう。地域支部長宛に本選挙公示とともに送付する。
 - (3) 立候補届出（推薦）の提出
立候補の届出（推薦）は次に示す期間中に提出すること。届出は郵送によるものとし封筒の表に「評議員候補者推薦届」と明記し簡易書留によるものとする。
届出期間：平成 26 年 4 月 1 日より平成 26 年 7 月 20 日まで（当日消印有効）
 - (4) 届出場所
届出場所は「芝浦工業大学校友会選挙管理委員会」（〒108-8548 東京都港区芝浦 3-9-14 芝浦工業大学内 芝浦工業大学校友会事務局内 TEL03-5445-9634）とする
 - (5) 候補者の名簿
立候補者は候補者名簿に記載する。記載の順序は選挙規則のブロック順とし、定数が複数のブロックは年令の若い順とする。
 - (6) 候補者名簿の通知および投票用紙の交付
候補者名簿および投票用紙は候補者の所信表明書と共に 1 項の選挙権者宛に発送する。発送日は平成 26 年 8 月 1 日とする。
 - (7) 投票および開票
投票は 6 名以下とし名簿の所定欄に丸印を記載する方法で行なう。6 名を超える投票は無効とする。投票日は平成 26 年 9 月 10 日 17:00 まで有効とする。その後、開票する。当落線上に複数の候補者がいる場合は年令の若い順とする。次点以下の順位も確定する。
 - (8) 学校法人芝浦工業大学への推薦
当選者は次点者を含めて学校法人芝浦工業大学へ推薦する。

以上